

消防危第327号  
令和5年11月20日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長  
(公印省略)

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

(問い合わせ先)  
消防庁危険物保安室  
担当：千葉、北中、瀬濤、日下、渥美  
TEL：03-5253-7524  
mail：[fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp](mailto:fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp)

(単独荷卸しに係る運行管理者の常駐について)

問 「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」(平成17年10月26日付け消防危第245号。以下「245号通知」という。)第2(2)オにおいて、運送業者は、「運行管理者を常駐させ、単独荷卸しにおいて災害等が発生した場合に備えること」とされている。このことについて、245号通知の内容(第2(2)オを除く。)に加え、次の条件を全て満たす場合は、運行管理者が運送業者の事務所等に常駐しないこととして差し支えないか。

(1) 次に掲げる体制が確保されていること。

ア 危険物保安監督者(危険物保安監督者の選任義務のない給油取扱所等にあつては危険物取扱者)と運行管理者との連絡体制

イ 災害等発生時の応急措置(消火器による初期消火、乾燥砂や油吸着剤等による漏えい拡大防止、消防機関等への通報、作業異常時の対応等)に係る運行管理者から乗務員への指示体制

(2) 運行管理者が運送業者の事務所等に常駐しない場合における(1)の体制並びに連絡及び指示の方法について、予防規程又は単独荷卸し実施規程に定められていること。

答 お見込みのとおり。